

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林を整備するため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、林業担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった災害により、下流部の都市住民にも被害が及んでいる。そのような災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林整備を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対処するためには、森林整備や人材育成・林業担い手の確保といった取組を本格化することが重要であるが、森林及び林業就業者の多い我が小林市において、現在の譲与基準のままでは森林整備や人材育成等の費用の不足が見込まれることから、さらなる財源確保が必要となっている。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林及び林業就業者の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月4日

宮崎県小林市議会